

勤務条件について（会計年度任用職員）

令和8年4月1日現在

任用期間		任用要件に応じて設定されます。 例：療養休暇等の代替であれば、本務者の療養休暇の期間を限度。 育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の育児短時間勤務の期間を限度。																			
勤務時間		週29時間以内で、任用要件に応じて設定されます。 例：療養休暇等の代替であれば、本務者の担当授業単位数等に応じて設定。 育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の勤務がない時間数に応じて設定。 ※任用事由の状況が変わることにより、任用の時数が減ることもあります。 ※週当たりの勤務時間は、（担当授業単位数×1.5※小数点以下切り上げ）です。 3単位分の授業を担当する場合には、3×1.5≒5時間です。																			
週休日		土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）など ※週の勤務時間・職種などに応じて異なります。																			
休暇	年次休暇	任用予定期間 1か月 ～ 3か月 0～2日 任用予定期間 3か月超 ～ 6か月 0～3日 任用予定期間 6か月 ～ 1年 1～13日 ※ 週当たりの勤務日数により日数が変動します。 ※ 以降、1年継続勤務ごとに2～20日を付与します。																			
	その他休暇	療養休暇、生理休暇、出産休暇、忌引休暇、慶弔休暇、夏季休暇、子の看護休暇、育児参加休暇、出生サポート休暇（不妊治療休暇）、短期介護休暇、特別休暇、無給休暇、育児（部分）休業 ※ 週の勤務日数などによって、正規職員に付与される日数と異なる場合があります。																			
給与	基本報酬等 （報酬＋地域手当）		経験年数等によって決定され、報酬区分は次のとおりです。 ・ 週29時間かつ任期3月以上の場合…月額 ・ これ以外で、1日の勤務時間が7.75時間の場合…日額 ・ その他…時間額																		
			<table><tr><th>職種</th><th>月額</th><th>日額</th><th>時間額</th></tr><tr><td>非常勤講師・養護教諭 （すべての校種）</td><td>237,256～291,056円</td><td rowspan="4">おおむね 時間額の7.75倍</td><td>2,530～2,705円</td></tr><tr><td>非常勤栄養職員 （特別支援学校及び市町村立学校）</td><td>184,215～210,315円</td><td>1,587～1,812円</td></tr><tr><td>非常勤実習助手・寄宿舎指導員 （高等学校及び特別支援学校）</td><td>226,480～232,457円</td><td>1,951～2,003円</td></tr><tr><td>非常勤事務職員 （市町村立学校）</td><td>164,850～200,043円</td><td>1,420～1,723円</td></tr></table>		職種	月額	日額	時間額	非常勤講師・養護教諭 （すべての校種）	237,256～291,056円	おおむね 時間額の7.75倍	2,530～2,705円	非常勤栄養職員 （特別支援学校及び市町村立学校）	184,215～210,315円	1,587～1,812円	非常勤実習助手・寄宿舎指導員 （高等学校及び特別支援学校）	226,480～232,457円	1,951～2,003円	非常勤事務職員 （市町村立学校）	164,850～200,043円	1,420～1,723円
			職種	月額	日額	時間額															
			非常勤講師・養護教諭 （すべての校種）	237,256～291,056円	おおむね 時間額の7.75倍	2,530～2,705円															
			非常勤栄養職員 （特別支援学校及び市町村立学校）	184,215～210,315円		1,587～1,812円															
	非常勤実習助手・寄宿舎指導員 （高等学校及び特別支援学校）	226,480～232,457円	1,951～2,003円																		
	非常勤事務職員 （市町村立学校）	164,850～200,043円	1,420～1,723円																		
※ 報酬額については今後、常勤の給与改定に伴い変更の可能性があります。																					
期末手当、勤勉手当		6月1日・12月1日の時点で一定の要件（週当たりの勤務時間が15.5時間以上で任期6月以上）を満たす場合は、期末手当・加給（常勤の勤勉手当に相当する額）の対象となります。																			
その他手当、費用弁償		通勤手当相当額、特別支援学校教員業務手当（特別支援学校で教育活動に直接関わる職員のみ支給。常勤の教諭に係る支給額（月額18,600円）を勤務時間で割り落とし）など																			
支給日	給料及び諸手当	毎月16日（当該日が週休日等にあたる場合は、前後します。）																			
	期末手当、勤勉手当	6月30日、12月10日（当該日が週休日に当たる場合は、前後します。）																			
退職手当		支給なし																			
社会保険		次のすべての要件を満たす場合には、社会保険（※）に加入します。 （※）健康保険：公立学校共済組合 年金制度：厚生年金（日本年金機構） ① 週の所定労働時間が20時間以上 ② 2か月を超えることが見込まれること ③ 賃金の月額が、8万8千円以上見込まれる ④ 学生ではない ※40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。																			
雇用保険		次のすべての要件を満たす場合には、雇用保険に加入します。 ① 週の所定労働時間が20時間以上 ② 任用日数が31日以上																			
災害補償		公務上、通勤途上の災害に「労働者災害補償保険法」が適用されます。																			
服務		地方公務員法の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。																			
その他		・ 報酬から所得税、住民税、共済掛金・厚生年金保険料等を控除して支給 ・ 任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・ 児童手当は、住所地の市区町村への請求により支給																			